

令和3年3月12日

河津町教育委員会
教育長 鈴木 基 様

河津町立小学校統合準備委員会
会長 榎本良治



答 申 書 (その3)

後発的諮問事項の協議の中で、下記事項について答申します。

1 協定服について

〈結論〉 新小学校 PTA 組織の中で検討していただきたい。

協定服は、南小学校で使用しているが、東小学校、西小学校では使用していない。これは、各学校のこれまでの歴史や文化から現在まで引き継がれているものである。小学校統合後は、新たな小学校として活動を行い、そこに新たな歴史、文化を築いていくようになることから、新たな小学校 PTA 組織の中で検討していただきたい。また、統合時に小学校在籍予定の児童保護者より、意向調査を実施し参考にされたい。

2 PTA 組織について

〈結論〉 河津中学校 PTA 組織編制と同様の方法としていただきたい。
役員人数等は PTA 連絡協議会にて検討していただきたい。

3 小学校とも PTA 組織編制は、地域の実情により編成運営している。河津中学校では、東小、西小、南小の生徒数の割合により、1対1対3で役員の編成を行っている。新小学校でもほぼ同様の割合の児童数となることから中学と同様の PTA 組織編制とする。また、役員人数や委員会構成については、令和3年度、4年度 PTA 連絡協議会にて検討していただきたい。

3 ヘルメットについて

〈結論〉 通学はヘルメット又は帽子とし、各家庭での判断としていただきたい。

現在の登下校は、西小学校はヘルメット、東、南小学校は帽子です。新小学校への通学により、通学方法が変わる児童、変わらない児童がいます。登下校に関しては安全性を重視したそれぞれの家庭での考え方を尊重していきたい。よって、すべての児童を統一するのではなく、各家庭で判断していただきたい。

4 体操服・上履きについて

〈結論〉 体操服、上履きは現状の物を使用し、ハーフパンツは紺、体育館では体育館シューズの使用としていただきたい。

現在、体操服は、サンプルに近い物を個々に購入し、上履きは市販の物をすべての小学校で購入しています。よって、体操服、上履きは現状の物を使用するようにしていただきたい。

ハーフパンツは、東小、南小学校が紺、西小学校が青を使用しています。今後は、西小学校の新1年生又は買換え時に紺のハーフパンツとして統一していただきたい。

体育館シューズは、西小、南小学校が使用し、東小学校は使用していません。新小学校開設時に東小学校児童は購入していただきたい。

令和3年3月12日

河津町教育委員会
教育長 鈴木 基 様

河津町立小学校統合準備委員会
会長 榎本良治



答 申 書 (その4)

後発的諮問事項の協議の中で、下記事項について答申します。

1 通学方法について

〈結論〉 東小、西小学校区及び南小学校縄地地区の児童は、公共交通機関等での登校にしていきたい。

これまでと通学場所が変わる児童は、公共交通機関等での登校とし、公共交通機関としてスクールバスを含め運行時間等を検討していただきたい。

また、身体に障害のある児童の登校も同様としていただきたい。

2 通学援助（補助金）について

〈結論〉 通学援助の対象者は、通学距離4 km 以上の児童及び東小、西小学校の児童としていただきたい。

通学援助費は、自己負担のない支給としていただきたい。

通学援助の対象者は、通学距離が4 km 以上の児童とするが、東小・西小学校区の児童は、これまでと通学場所が変わることから補助対象者にしていきたい。

通学援助費の算定は、公共交通機関利用の有無に関わらず、自宅の最寄りバス停からの各学期通学ウィークデー定期乗車運賃額としていただきたい。

3 その他

徒歩で通学する区間については、児童の安全面を考慮し、通学路での交通事故や犯罪を防止するため、警察等と連携して必要な交通規制や道路標識の設置等、危険個所の改善をしていただくとともに、交通指導員充実や地域での子ども見守り活動の構築・拡充を図られたい。

今後、幼稚園、小学校、中学校の通学方法や通学援助費の見直しを行う時は、学校から離れている南小学区の地区についても見直しの検討を行っていただきたい。

令和3年3月12日

河津町教育委員会
教育長 鈴木 基 様

河津町立小学校統合準備委員会
会長 榎本良治



答 申 書 (その5)

後発的諮問事項の協議の中で、下記事項について答申します。

1 校章について

〈結論〉 河津町民及び河津町出身者からデザインの公募をしていただきたい。候補作品は専門家による加工・修正後決定していただきたい。

校章は、新たな学校のシンボルです。児童及び町民に愛される校章とするため、町民及び河津町出身者からデザインの公募をしていただきたい。応募作品の中から数点を選出し、選定された作品を専門家に加工・修正をお願いし、その中から校章を選定していただきたい。

令和3年3月12日

河津町教育委員会
教育長 鈴木 基 様

河津町立小学校統合準備委員会
会長 榎本良治



答 申 書 (その6)

後発的諮問事項の協議の中で、下記事項について答申します。

1 校歌について

〈結論〉 校歌は、作詞・作曲の専門家に依頼し、校歌の歌詞に町民から募集したフレーズを盛り込むようお願いされたい。

校歌は、これからの学校生活を送る児童の記憶に残るものの1つです。児童や町民にも親しまれる歌にするため、町民にフレーズの募集を行い、それらを歌詞に取り入れながら、校歌の作成をしていただきたい。作詞・作曲家は、河津町の特色を理解しながら、校歌の作成をしていただきたい。